

公的年金等を受給されている方へ

確定申告が不要になる 場合があります!!

確定申告に関するフローチャート

公的年金等を受給されている方は、以下のフローチャートにより所得税及び復興特別所得税の確定申告の要否を確認してください。

① 公的年金等の収入金額の合計額が、**400万円以下**である

はい



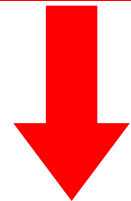
② 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が、**20万円以下**である

はい



源泉徴収税額が...

ない



ある

納税又は税額ゼロ

還付



いいえ



いいえ



税務署への**確定申告**は
不要です。

ただし...

- 1 株式等の損失を翌年に繰り越すなどの場合は、確定申告が必要です。
- 2 **住民税の申告が必要になる場合があります**（詳しくは、お住まいの市区町村にお尋ねください）。

所得税及び復興特別所得税の還付を受けられる方は、**確定申告が必要**です。

※ 詳しくは、最寄りの税務署にお尋ねください。

税務署への**確定申告**が
必要です。

申告書等は、**国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」**で作成できます！（www.nta.go.jp）

書面提出

